

クリーニング所の衛生措置等

- ・営業者は、クリーニング所以外において、営業として洗濯物の処理を行い、又は行わせてはならない。
- ・営業者は、洗濯物の洗濯をするクリーニング所に、業務用の機械として、洗濯機及び脱水機をそれぞれ少なくとも一台備えなければならない。ただし、脱水機の効用をも有する洗濯機を備える場合は、脱水機は、備えなくてもよい。
- ・クリーニング所及び業務用の車両(営業者がその業務のために使用する車両(軽車両を除く。))をいう。以下同じ。)並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと。
- ・洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておくこと。
- ・洗濯物をその用途に応じ区分して処理すること。
- ・洗場については、床が、不浸透性材料(コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。)で築造され、これに適当な勾配と排水口が設けられていること。
- ・伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯するときは、その前に消毒すること。ただし、洗濯が消毒の効果を有する方法によってなされる場合においては、消毒しなくてもよい。
- ・クリーニング所は、住居に使用する部分及びクリーニング業以外の営業に使用する部分と隔壁その他これに類するものにより区分すること。
- ・洗濯物の受取場及び引渡場、洗濯場(選別場、洗い場、乾燥場その他これらに類する場所をいう。)並びに仕上場は、洗濯物の処理及び衛生保持に支障を来さない程度の広さ及び構造であって、それぞれを区分すること。
- ・クリーニング所は、採光、照明及び換気が十分に行える構造設備とし、採光、照明及び換気を十分に行うこと。
- ・ねずみ、昆虫等の駆除は、毎年一回以上行うこと。
- ・霧吹き作業は、噴霧器を使用して行うこと。
- ・有機溶剤を使用して洗濯又は染み抜きの処理を行うクリーニング所にあつては、次に掲げる措置
 - 有機溶剤の保管及び取扱いは、適正に行うこと。
 - 有機溶剤を使用する洗濯機等は、定期的に点検し、及び適正に管理すること。
 - テトラクロロエチレンを使用するクリーニング所にあつては、その使用による排液及び排気中のテトラクロロエチレンを適切に除去することができる処理装置を設ける等使用を適正に行うこと。
- ・指定洗濯物を取り扱うクリーニング所にあつては、次に掲げる措置
 - 指定洗濯物は、消毒処理が適正に行われていることを確認すること。
 - 手指の消毒設備を設置し、指定洗濯物のクリーニング作業終了後手指の消毒を実施すること。